

# 建築確認



# 手続きガイド

Ver 2.0

- P 2 お近くの窓口
- P 3 業務範囲
- P 4 確認申請の申請方法
- P 5 確認申請の審査の流れ\_概要版
- P 6 確認申請の審査の流れ\_詳細版
- P 7 確認申請の郵送申請の流れ
- P 8 確認申請に必要なもの
- P 9 事前調査の重要性
- P 10 図書の補正方法\_郵送申請の場合
- P 11 図書の補正方法\_窓口申請の場合
- P 12 訂正印の取扱い
- P 13 検査エリア
- P 14 検査予約について
- P 15 完了検査の流れ
- P 16 完了検査申請に必要なもの
- P 17 手数料
- P 18 手数料の免除

当センターでは、平成 28 年 10 月から、盛岡本部（盛岡市）、沿岸支所（釜石市）、県南支所（奥州市）の県内 3 事務所において、建築確認・検査業務及び適合証明（フラット 35）業務を完結型（各事務所決裁 ※従来は盛岡本部決裁）で行う体制を整えたことから、よりスピーディーかつ地域に密着したサービスが行えるよう、日々努めております。

ぜひ、お近くの窓口で、お気軽にご相談や申請を頂くよう、職員一同、心よりお待ちしております。

## 盛岡本部

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 アイナ 2F 確認評価局確認検査室

TEL/019-623-4420 FAX/019-623-2005

営業時間 9:00~17:00 休業日 土日祝祭日及び年未年始

連携強化

より利用し易く  
皆さまに愛されるセンターを目指して…

連携強化

## 県南支所

〒023-0801

奥州市水沢横町 2-1 メイプル 4F

TEL/0197-22-3835

FAX/0197-22-3835

営業時間 10:00~17:00

休業日 土日祝祭日及び年未年始

連携強化

## 沿岸支所

〒026-0024

釜石市大町 1 丁目 4-7

大町復興住宅 4 号棟 1F

TEL/0193-55-5742

FAX/0193-55-5743

営業時間 9:00~17:00

休業日 土日祝祭日及び年未年始

区域／岩手県内全域

業務の範囲／以下の表に掲げる建築物等

(法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定が必要なものは除きます。)

平成 30 年 4 月から、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物（同項第 2 号及び第 3 号に該当するものは除く。）を業務範囲に追加しました。これにより、100 m<sup>2</sup>を超える共同住宅、店舗、飲食店、診療所、集会所などの申請が可能となります。

\* 判断に迷われる場合は、当センターに、いつでもお気軽にご相談ください。

 <b>業務の範囲</b>	建築設備	工作物		
	【昇降機】	【煙突】 6m 超え 10m 以下	【公告塔等】 4m 超え 10m 以下	【擁壁】 2m 超え 3m 以下
<b>1 号物件</b> ※建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物のうち、右記の該当するもの 【木造の建築物】 ・階数が 2 以下かつ延床面積が 500 m <sup>2</sup> 以下 ・高さ 13m 若しくは軒の高さが 9m 以下 【木造以外の建築物】 ・階数が 1 かつ延床面積が 200 m <sup>2</sup> 以下	○	○	○	○
<b>3 号物件</b> ※建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち、右記に該当するもの 【型式適合認定取得】 ・階数が 2 以下かつ延床面積が 500 m <sup>2</sup> 以下 ・戸建て住宅、兼用住宅、長屋	○	○	○	○
<b>4 号物件</b> ※建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物	岩手県では確認申請は不要	○	○	○

※申請建築物に設ける昇降機に限ります。  
 ※申請建築物と同一敷地内にある工作物に限ります。

# 確認申請の申請方法

窓口申請と郵送申請から、ご都合の良い方法をお選びください。

郵送申請は、盛岡本部のみ対応しておりますので、ご了承ください。

ICBAの確認申請プログラムで確認（変更）申請を作成された場合は、申請書 1～6 面のデータを、メール（確認代表アドレス [kakunin@ikjc.or.jp](mailto:kakunin@ikjc.or.jp)）又は USB でご提出ください。

## 沿岸支所

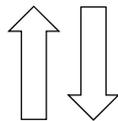
〒026-0024

釜石市大町 1 丁目 4-7 大町復興住宅 4 号棟 1F

TEL/0193-55-5742 FAX/0193-55-5743

営業時間 9:00～17:00 休業日 土日祝祭日及び年末年始

窓口申請



情報共有し、  
連携しています

## 盛岡本部

宛先

〒020-0045

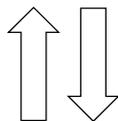
盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 アイナ 2F 確認評価局確認検査室

TEL/019-623-4420 FAX/019-623-2005

営業時間 9:00～17:00 休業日 土日祝祭日及び年末年始

窓口申請

郵送申請



情報共有し、  
連携しています

## 県南支所

〒023-0801

奥州市水沢横町 2-1 メイプル 4F

TEL/0197-22-3835 FAX/0197-22-3835

営業時間 10:00～17:00 休業日 土日祝祭日及び年末年始

H30.4.1 から「区」が削除  
された住所となります。

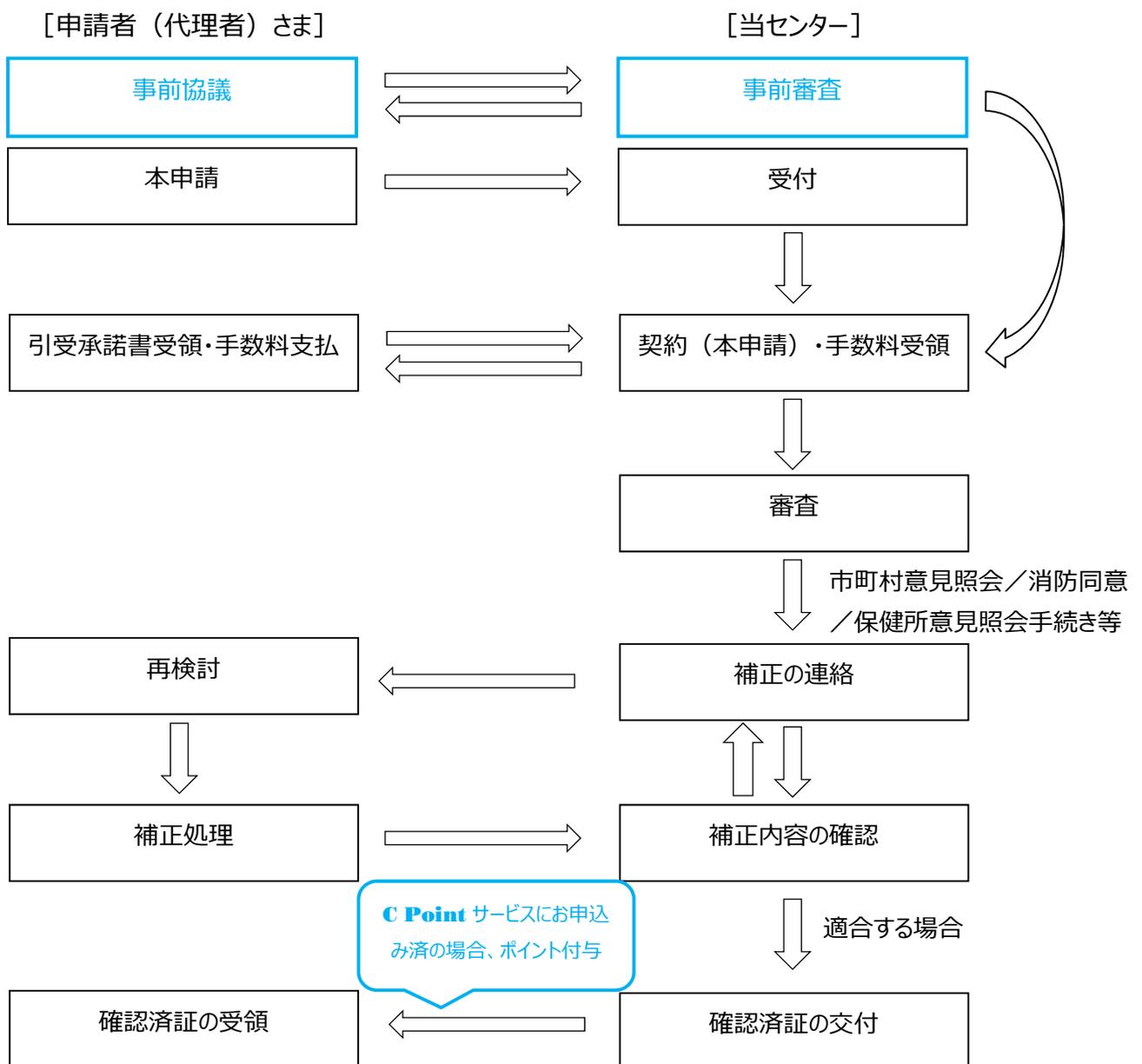
窓口申請

平成 19 年の法改正により、軽微な誤記や記載漏れなどを除き、図書の差替えや訂正がある場合には、再申請を求めることとなっております。

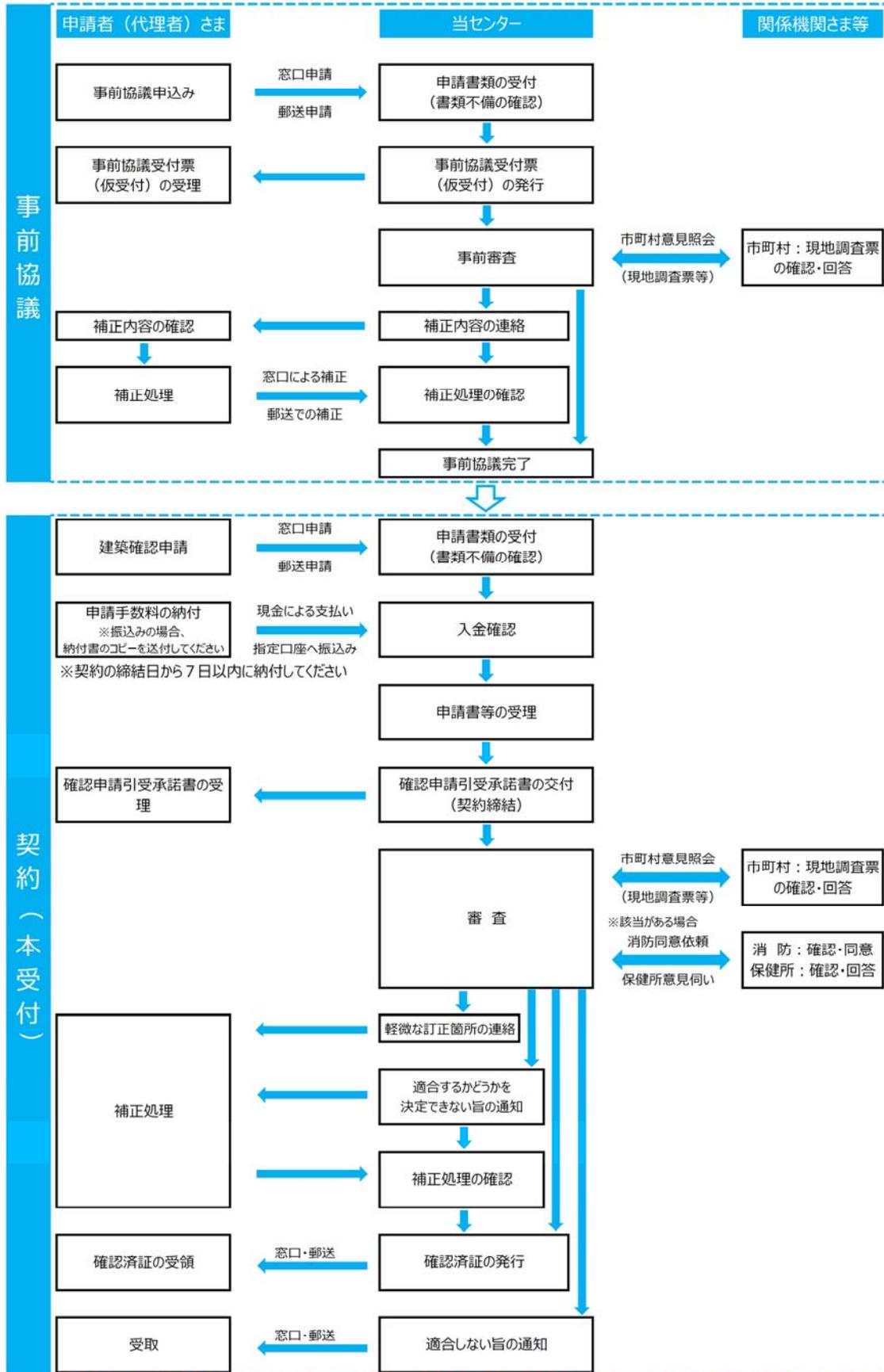
そのため、当センターでは、本申請前に設計図書のチェックを十分に行い、あらかじめ建築計画の内容を確定するため、事前協議を行っております。

事前協議を行うかどうかは、申請者さまにて選択して頂きますが、郵送申請の場合は事前協議からのみとなりますので、ご注意ください。

\* 詳細版は、次頁の「建築確認審査の流れ」をご参照ください。



# 確認申請の審査の流れ\_詳細版



# 確認申請の郵送申請の流れ

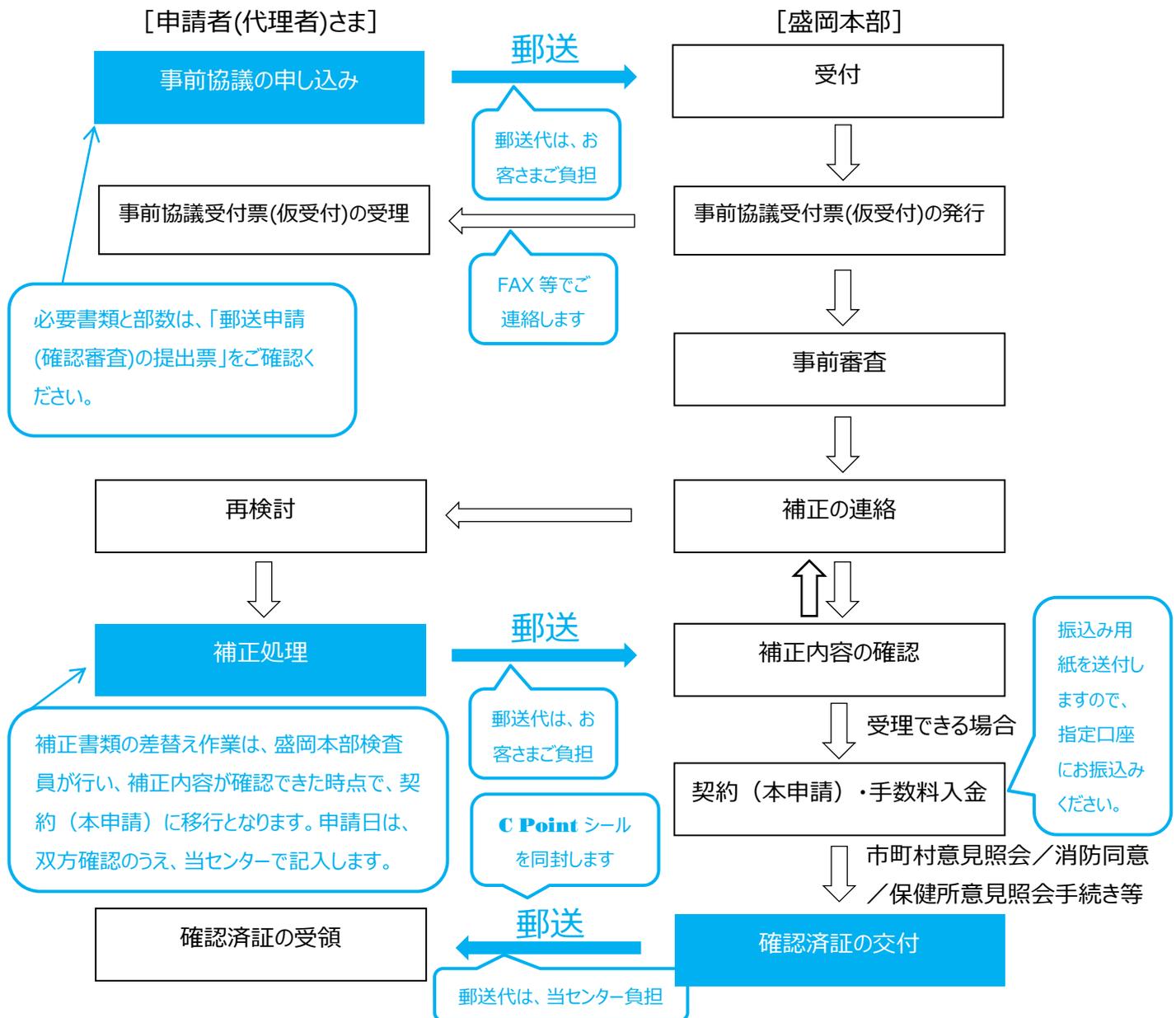
郵送申請は、盛岡本部で対応し、事前協議からのみとなりますのでご了承ください。

「確認申請書等の申請・補正処理・確認済証等の受領」の一連の流れを、すべて郵送により完結できますが、ご希望により途中からの窓口対応も可能ですので、お気軽にお申し付けください。

郵送中のトラブル（書類紛失等）について、当センターでは責任を負えないことについてご了承ください、申請者さまの責任において確実な方法での申請をご検討ください。

確認申請書等は信書に該当しますので、郵便又は信書対応の便をご利用ください。

\* 詳細は、P5の「建築確認審査の流れ」をご参照ください。



# 確認申請に必要なもの

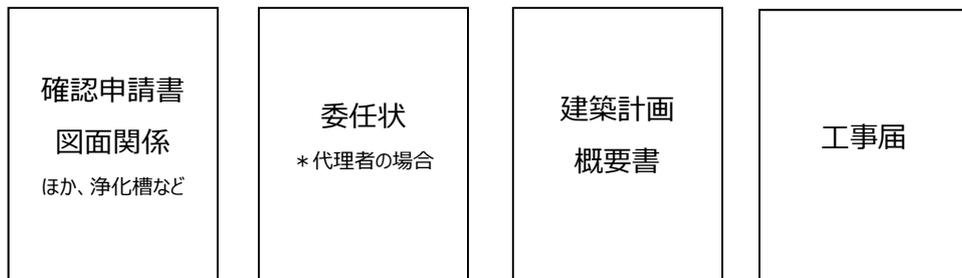
郵送申請の場合、いまでご提出頂いていた書類のほかに、「郵送申請（確認審査）の提出票」が1部必要となります。\*窓口申請の場合は不要（従来のとおり）です。

「郵送申請（確認審査）の提出票」の記載内容は、①連絡先のご記入 ②提出書類のチェック となります。ご面倒をおかけいたしますが、書類紛失防止とスムーズな事前審査実施のため、必要事項のご記入と書類の提出について、ご理解とご協力をお願いいたします。

\* 必要部数などは「確認審査図書の綴じ方（参考）」をご参考としてください。

\* 書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

↓ 県や市に申請している書類と同じもの・・・、とお考えください ↓

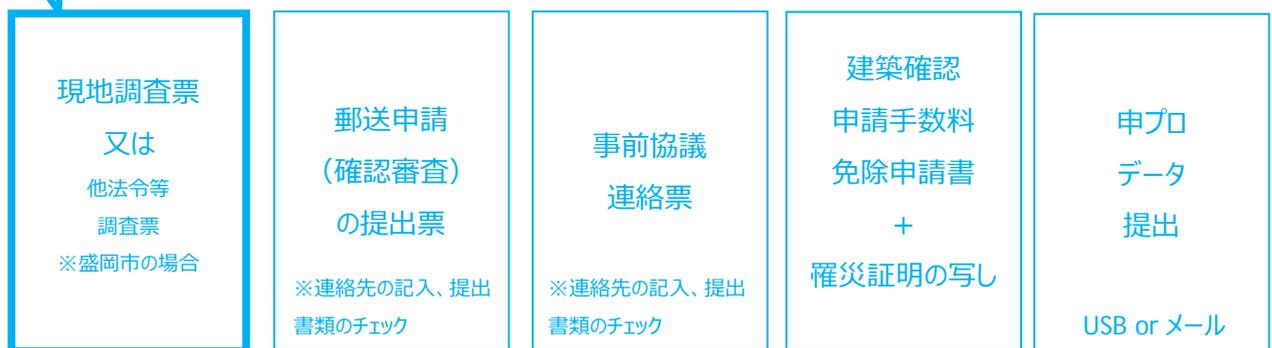


詳しくは次項で

上記以外に、当センターで必要な書類

【必須】

【該当する場合】



盛岡市とそれ  
以外の各市町  
村で様式が異  
なります

郵送申請を希  
望される場合  
に提出します

事前協議を希  
望される場合に  
提出します

被災者の方で  
条件に適合す  
る場合に提出  
します

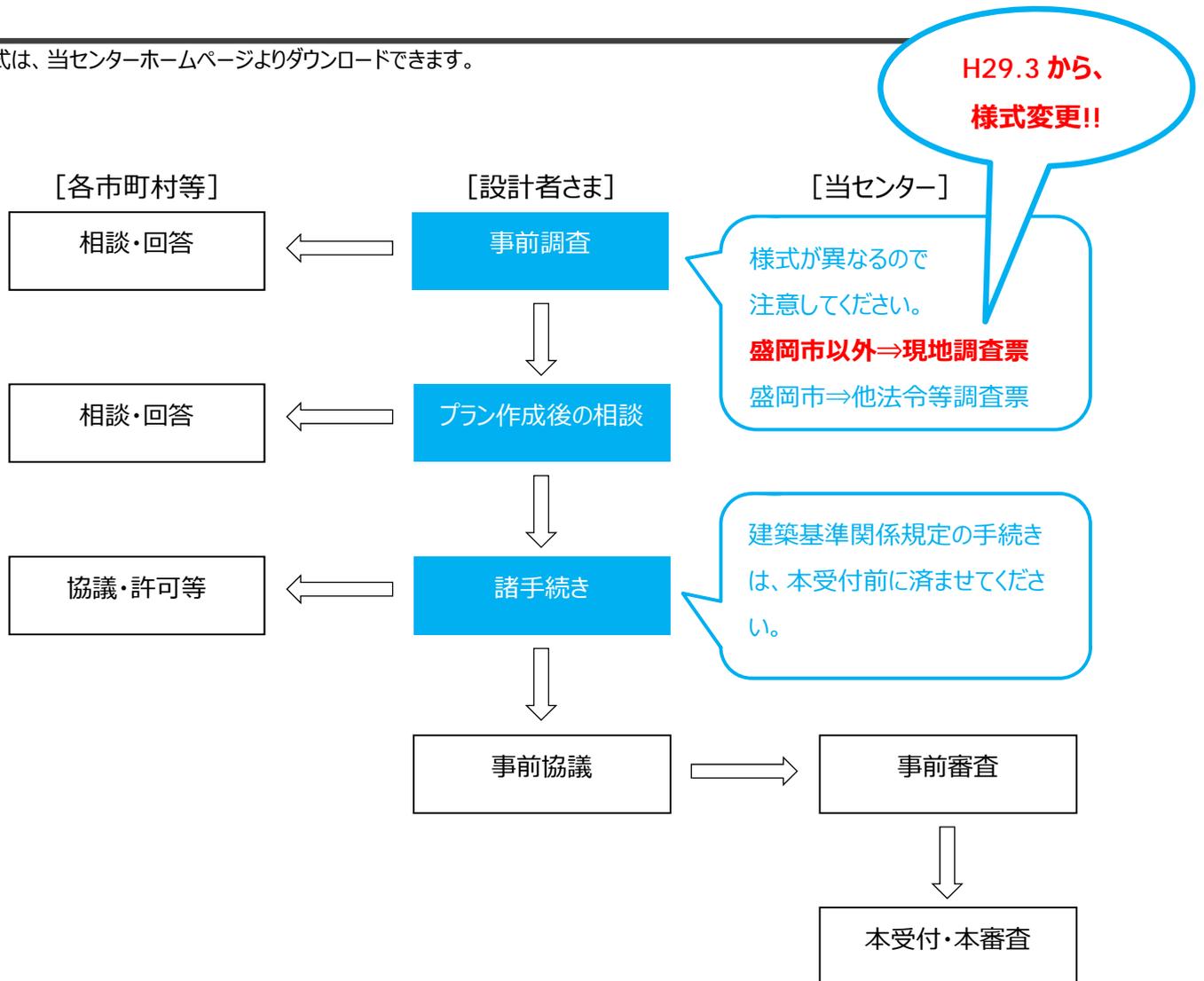
ICBAの申プロ  
で作成した場  
合に提出しま  
す

# 事前調査の重要性

建築関係の諸法令は年々複雑となっており、特に沿岸被災地では、新たな規制の網掛けや用途地域の変更など、日々更新されている状況化にあります。また、各市町村による特別の決め事や判断基準などもあるため、最新情報の収集や事前調査が重要不可欠であることは言うまでもありません。

そのため、当センターでは、「現地調査票（又は、他法令等調査票）」を重要な位置づけとしておりますので、設計者の皆さま方におかれましては、事前調査の重要性を十分にご認識頂き、建築計画の前段階で、各市町村等の関係課と十分に協議されたうえで、当センターでの確認申請の手続きを行って頂くよう、よろしくお願いいたします。

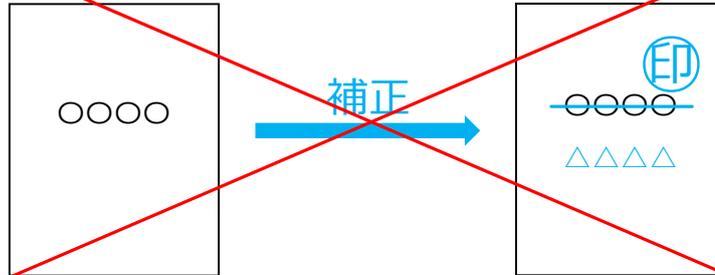
\* 書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。



郵送申請の場合の補正方法は、次のとおりとなりますのでご確認ください。

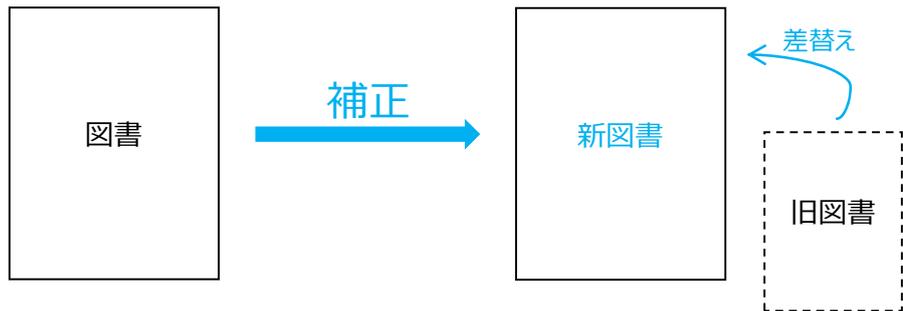
## 例1) 「〇〇〇〇」を「△△△△」に訂正する場合

原本が当センターにあるため、実質的に補正できない方法となります。



## 例2) 旧図書を新図書で補正する場合

訂正した図書を郵送してください。差替え作業は、各検査員が行います。



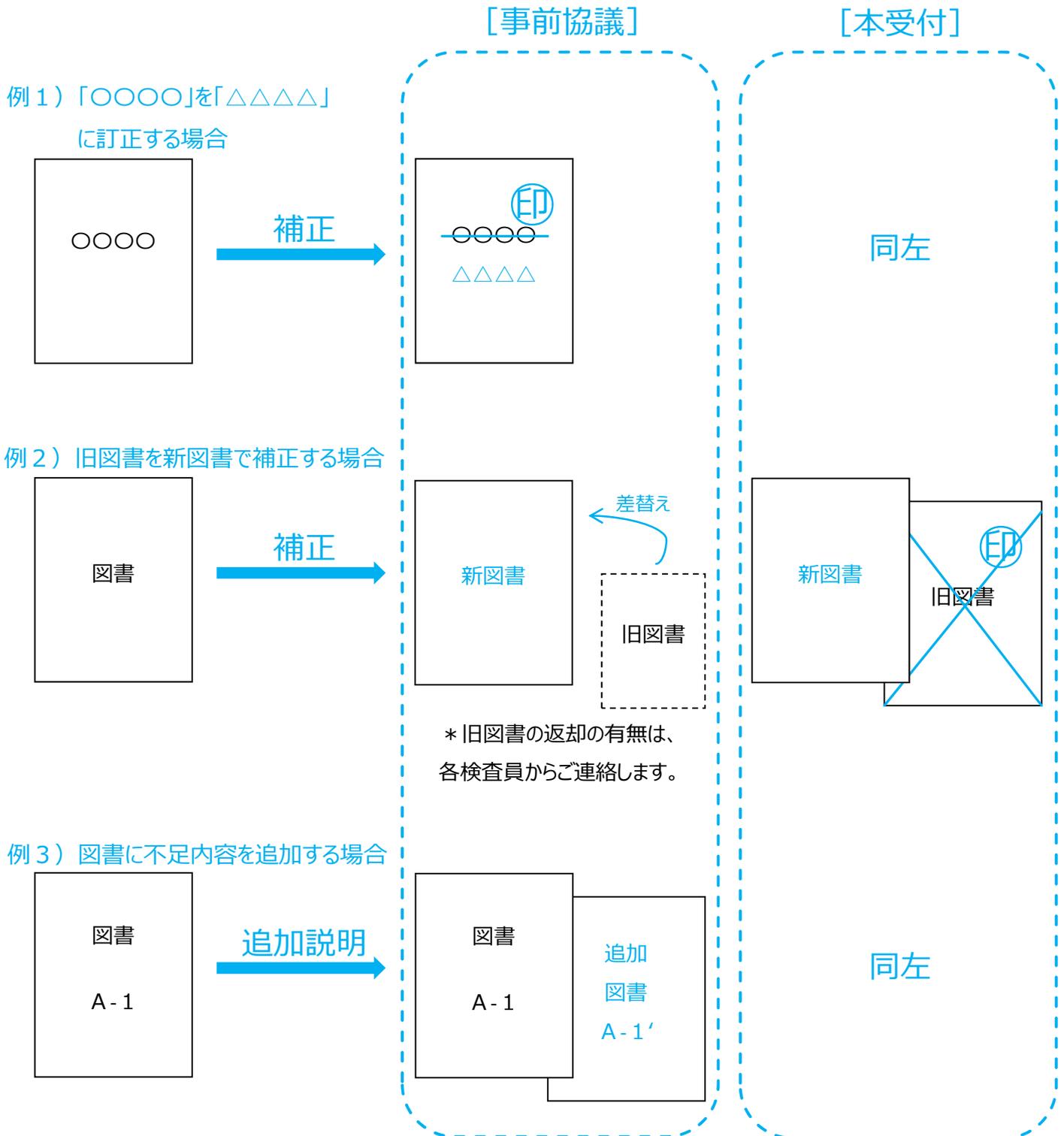
\* 旧図書の返却の有無は、各検査員からご連絡します。

## 例3) 図書に不足内容を追加する場合

追加図書を郵送してください。差し込み作業は、各検査員が行います。

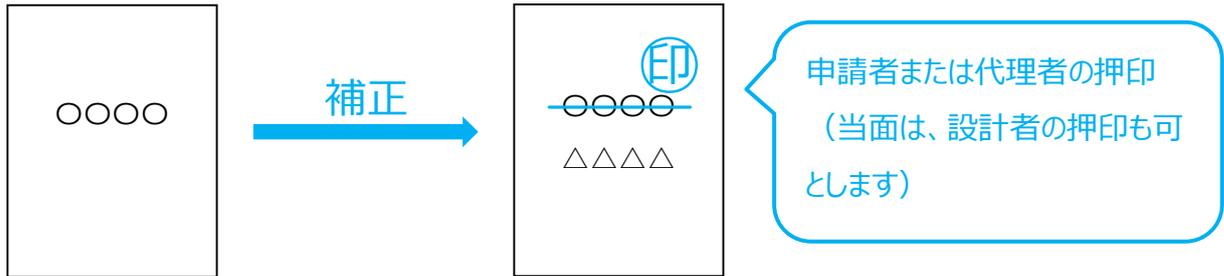


窓口申請の場合の補正方法は、次のとおりとなりますのでご確認ください。

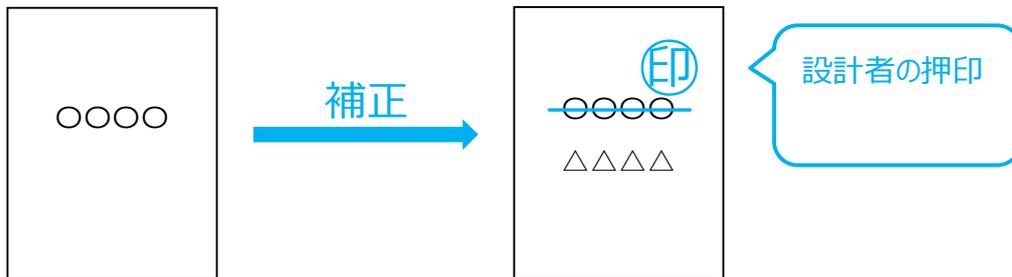


訂正印の取扱いは、次のとおりとなりますのでご確認ください。

### 例) 申請書（第一面から第六面）の場合



### 例) 図面の場合

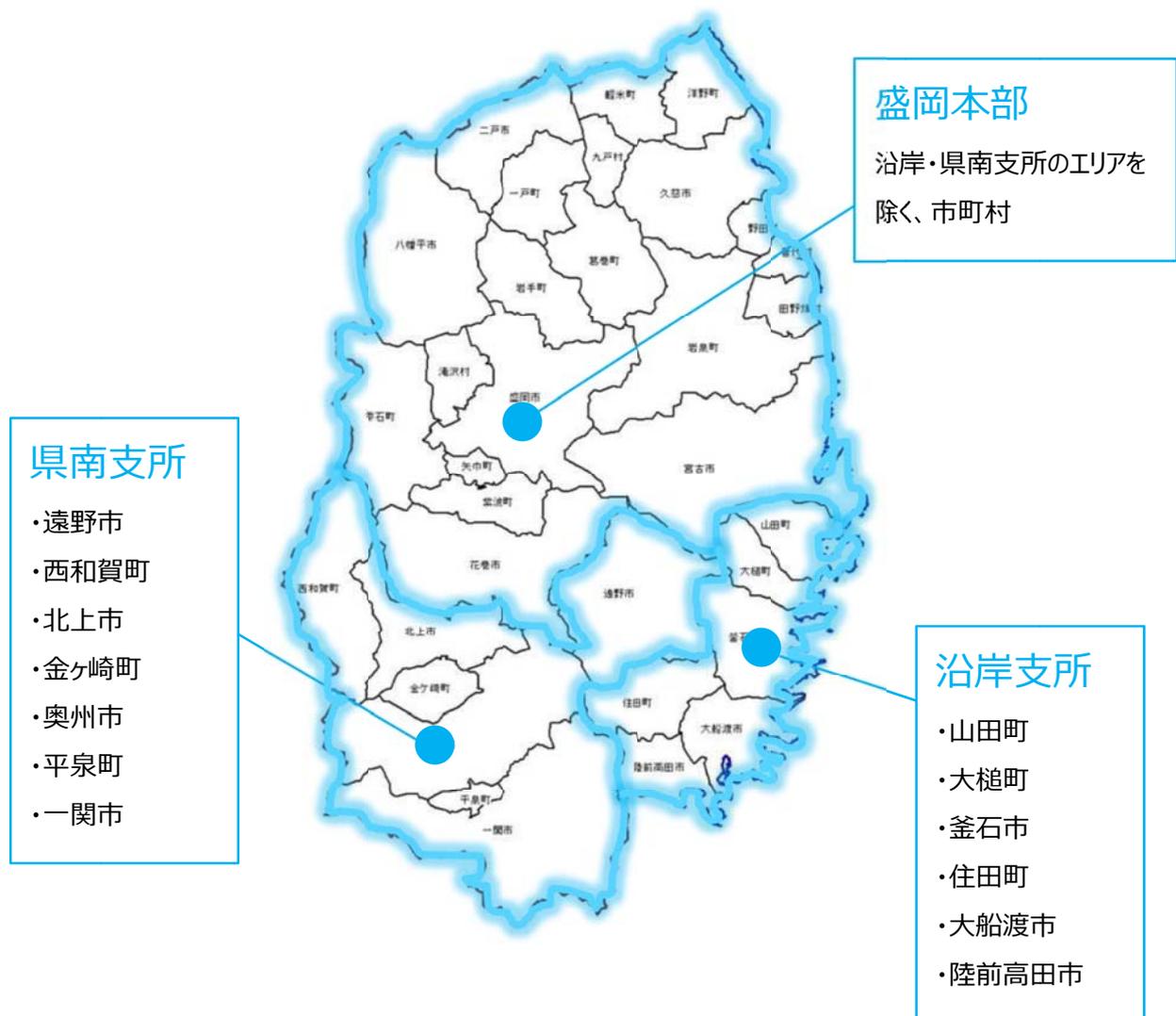


### 例) 訂正印必要の有無

	訂正	追記
事前協議	要	不要
本受付	要	要

ケースにより異  
なります

当センターでは、盛岡本部（盛岡市）、沿岸支所（釜石市）、県南支所（奥州市）の3事務所を設けており、「検査エリア」を分けることで、代理者さまのご希望の検査日時に沿えるよう、円滑な検査体制を整えております。



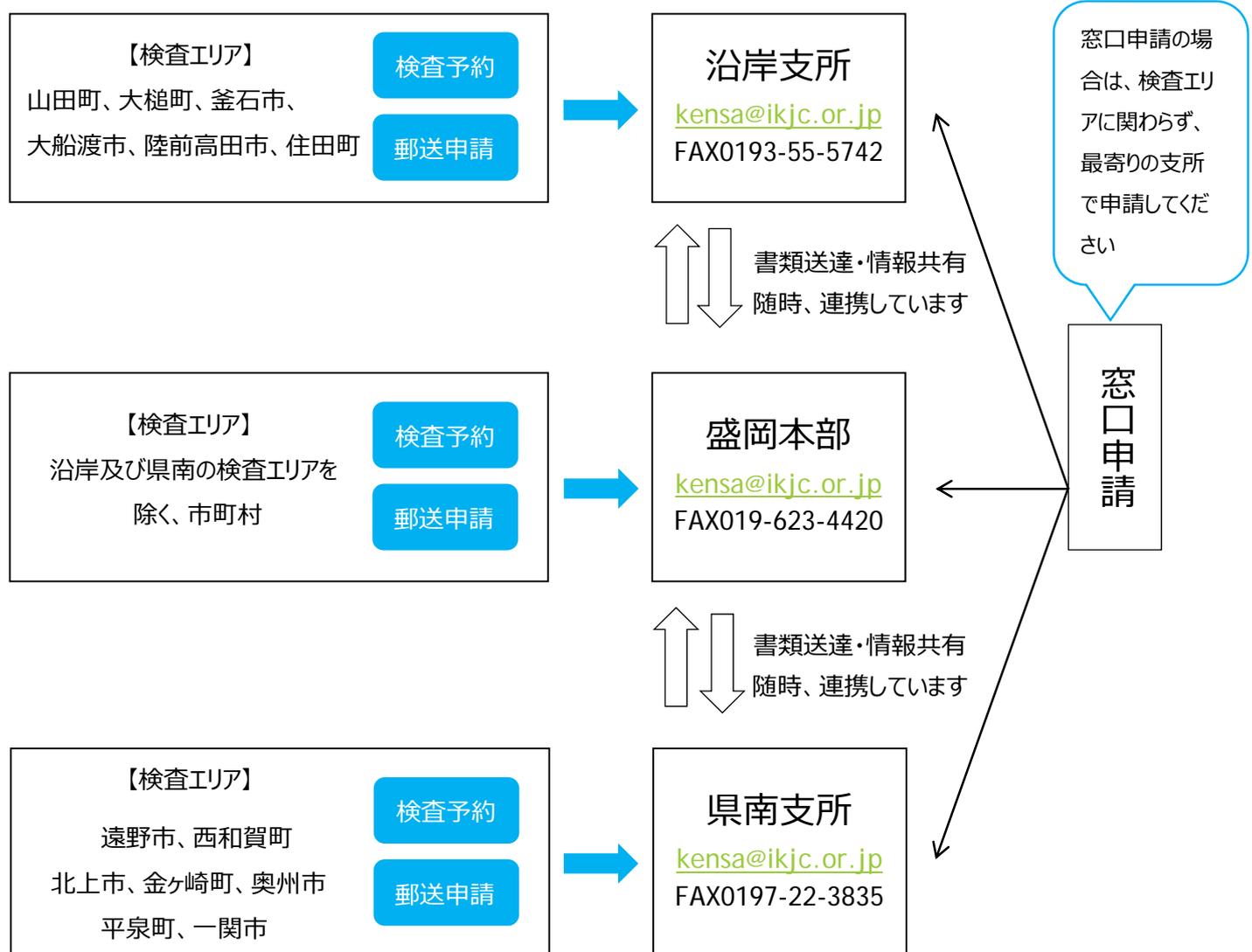
よりスムーズなご融資のお手続きや引き渡しまでのスケジュールを行うための一助となるよう、従来から行っている検査日の窓口予約に加え、メールや FAX を利用した事前予約を、平成 30 年 4 月から開始します。

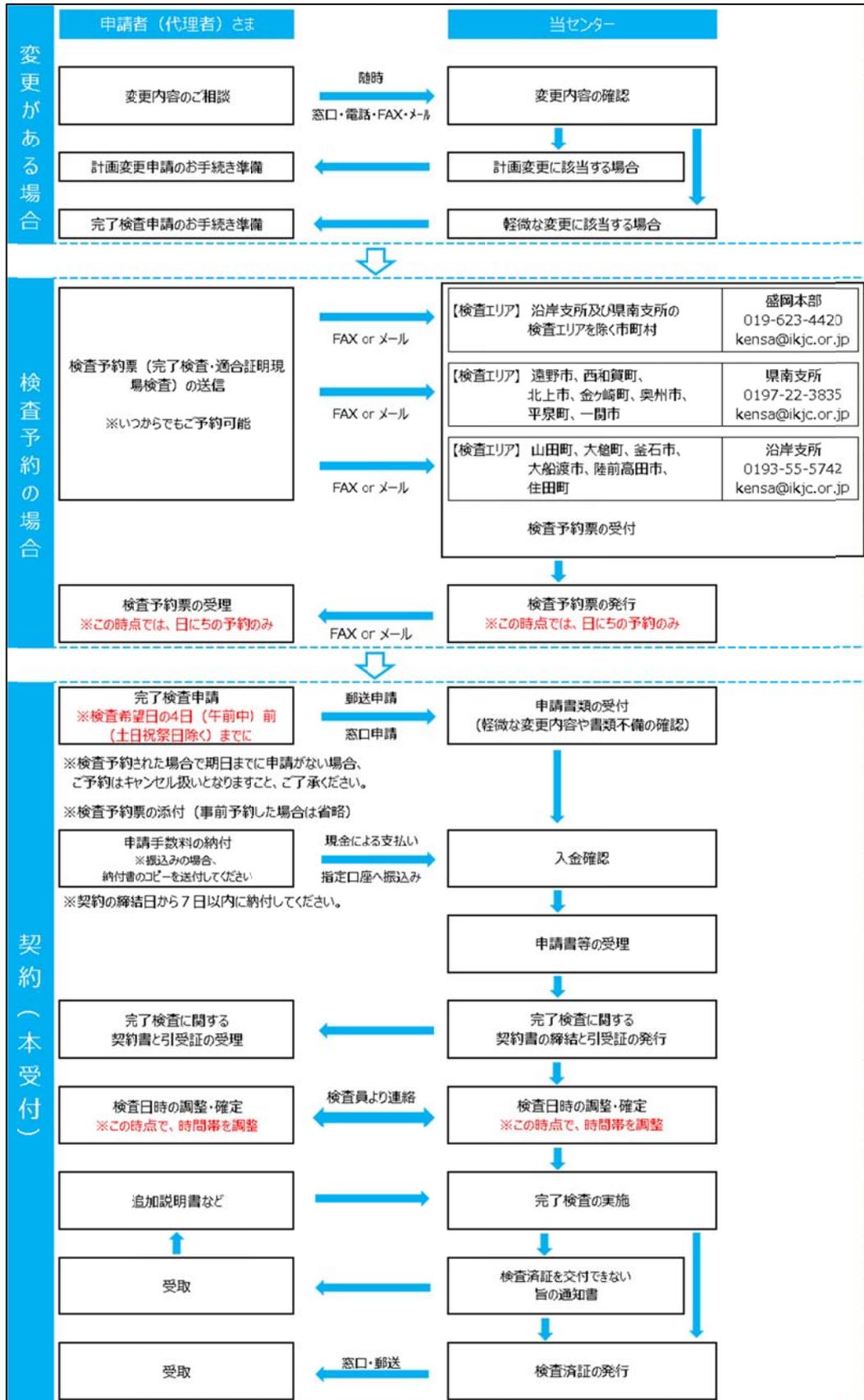
予約のご連絡はいつからでも可能ですが、「検査予約票（完了検査・適合証明現場検査）」に必要事項（検査希望日と連絡先）をご記入のうえ、メール（検査代表アドレス [kensa@ikjc.or.jp](mailto:kensa@ikjc.or.jp)）又は検査エリアに応じた各事務所の FAX 宛に、送信をお願いします。

完了検査申請書は、検査希望日の 4 日前（土日祝祭日含まず）の午前中までに、必ず申請してください。なお、郵送申請の場合は、検査エリアに応じた事務所宛にお送りください。

\* 書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。

\* 盛岡本部、沿岸支所、県南支所それぞれで検査エリアを分けることで、円滑な検査体制を整えております。





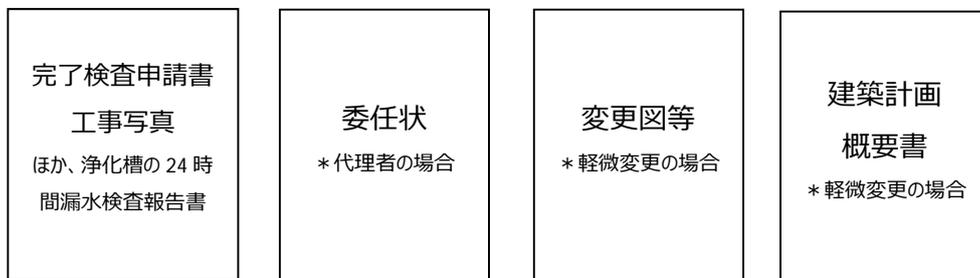
# 完了検査申請に必要なもの

郵送申請の場合、いまでご提出頂いていた書類のほかに、「郵送申請（確認審査）の提出票」が1部必要となります。\*窓口申請の場合は不要（従来のとおり）です。

「郵送申請（確認審査）の提出票」の記載内容は、①連絡先のご記入 ②提出書類のチェック となります。ご面倒をおかけいたしますが、書類紛失防止とスムーズな事前審査実施のため、必要事項のご記入と書類の提出について、ご理解とご協力をお願いいたします。

\*書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

↓ 県や市に申請している書類と同じもの・・・、とお考えください ↓

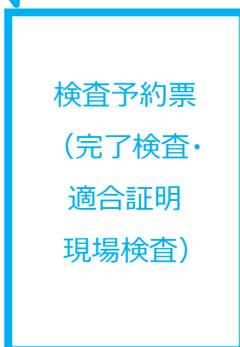


+

H30.4~新!!

上記以外に、当センターで必要な書類

【必須】



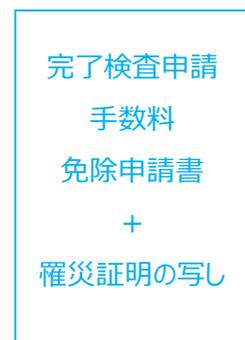
提出時期は、次のどちらか

- ①事前予約希望の場合は、いつからでも メール or FAX で先に送信
- ②完了申請時に添付

【該当する場合】



郵送申請を希望される場合に提出します



被災者の方で条件に適合する場合に提出します

手数料／平成 30 年 4 月 1 日から一部改定します。

お支払期日／契約の締結日から 7 日以内

お支払い方法／ ・窓口：現金によるお支払（券売機）

朱書き箇所が  
改定部分

・振込：当センター指定口座へのお振込み

・一括：手数料まとめて月払い（条件あり、盛岡本部までご相談ください。）

※振込み手数料は申請者様ご負担にてお願いいたします。

確認申請と適合証明(フラット 35)をお申込み頂くと、適合証明の手数料から 2100 円をお値引きできる場合があります。

\* 詳細は、「一般財団法人岩手県建築住宅センター 確認検査業務手数料規程」によります。

## ● 建築物（1 申請あたり）

床面積の合計	確認審査手数料	完了検査手数料
30 m <sup>2</sup> 以内	8,000 円	15,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以内	14,000 円	18,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	21,000 円	24,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	27,000 円	33,000 円
500 m <sup>2</sup> を超える	48,000 円	51,000 円

\*1 天空率加算 5,000 円 \*2 特例なしの加算 5,000 円

（\*1と\*2の額は、確認・変更手数料に加算します。“特例”とは、法第 6 条の 4 に規定する確認の特例のこと。）

\* 計画変更：当該計画の変更に係る部分の面積の 2 分の 1

\* 移転、大規模の修繕若しくは模様替え、用途変更：当該移転、大規模の修繕若しくは模様替え、用途変更に係る部分の面積の 2 分の 1

## ● 昇降機

	確認審査手数料	計画変更手数料	完了検査手数料
1 基あたり	12,000 円	6,000 円	18,000 円

## ● 工作物

	確認審査手数料	計画変更手数料	完了検査手数料
1 申請あたり	11,000 円	6,000 円	12,000 円

● 証明書 1 通 1,000 円 ● 再発行（H28.10.1 以降の受付物件に限る。）1 通 5,000 円

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに対し、心からお見舞いを申し上げます。

当センターでは、住宅などの建築をとおして、県民の皆さまが幸せになるお役に立つことを使命としております。

そのため、被災された皆さまの一日も早い安全で安心な住まいの再建を願い、確認（変更）審査及び完了検査の手数料を免除（無料）とさせて頂くことで、少しでもお役に立てればと思っております。

対象／原則、「東日本大震災」において、住宅（持家に限る。併用住宅の場合は2分の1以上が住宅の用途であるもの）に被害を受け、半壊以上の罹災証明がある方が、住宅（併用住宅等も可）を再建する場合

期間／平成 31 年 3 月 31 日まで ※毎年 3 月に見直し、ホームページでお知らせします。

\* 書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。

\* 免除を受ける場合、確認申請、計画変更申請又は完了検査申請を提出する際に、以下の添付をお願いいたします。

確認・計画変更申請の場合 → 「確認申請手数料免除申請書」と「罹災証明の写し」を1部

完了申請の場合 → 「完了検査申請手数料免除申請書」と「罹災証明の写し」を1部

\* 判断に迷われる場合は、当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

## ● 建築物（1申請あたり）

床面積の合計	確認審査手数料	完了検査手数料
30㎡以内	8,000円 ⇒ 無料	15,000円 ⇒ 無料
30㎡を超え 100㎡以内	14,000円 ⇒ 無料	18,000円 ⇒ 無料
100㎡を超え 200㎡以内	21,000円 ⇒ 無料	24,000円 ⇒ 無料
200㎡を超え 500㎡以内	27,000円 ⇒ 無料	33,000円 ⇒ 無料
500㎡を超える	48,000円	51,000円

計画変更手数料：500㎡以内まで無料

\*1 天空率加算 5,000円 ⇒ 無料

\*2 特例なしの加算 5,000円 ⇒ 無料